

〒 1 7 0 - 8 0 7 3

東京都豊島区南大塚 3 - 4 3 - 1

一般社団法人日本アマチュア無線連盟

アマチュア無線フェスティバル

実行委員会委員長 玉真 博義 殿

通 知 書

冠省 当職らは通知人アマチュア無線家
9条の会（以下、「通知人」といいます）
を代理して、貴殿に対し、下記のとおりご
通知致します。

記

- 1 通知人は、2008年のアマチュア無線フェスティバル（以下、「ハムフェア」といいます）に初めて出展して以来、毎年ハムフェアに出展し、展示やジャンク販売などを行ってきました。
- 2 2014年6月18日、貴殿は、通知人に対し、2014年のハムフェアにおいて、「憲法について、賛成、反対、守る等の表現や主張をするなどの政治的活動を伴わないこと。」を条件に出展を許可し、「次回の出展については、政治活動と誤解されないようにするため団体名及び出展内容の見直し」をするようにとの通知を送付しました。

3 それに対し、通知人が2015年ハムフェアにおいても、「アマチュア無線家9条の会」名義で出展を申請し、「9条アワード」などの展示を行う旨記載したところ、貴殿は、2015年6月18日、上記条件を満たしていないとして、通知人の2015年のハムフェアへの出展を不可とする通知を送付しました。

4 しかしながら、通知人の団体名である「アマチュア無線家9条の会」は、「9条を守る」という考えを持った無線家の集まり」以上の意味を有さず、なんら政治的主張や政治活動と結びつくものではありません。

出展内容に記載した「9条アワード」についても、QSLカードのコールサインのサフィックスのテールレターを用いて、「KENPOU9JYOU」とつづることに成功した者に与えている賞状であり、政治的な主張とは関係がありません。

よって、通知人の申請内容は、一切、「政治活動と誤解され」ることなどはありません。

5 また、仮に通知人の出展が政治的活動

に当たるとした場合であっても、出展を拒否した根拠が不明です。

すなわち、ハムフェアの開催案内5頁には、「出展内容等が、アマチュア無線フェスティバルの開催趣旨と異なり、政治・宗教活動とみられるもの…は出展をお断りする場合があります」と記載されており、これに基づき、出展を拒否したものと思われれます。

しかし、そもそも、一般社団法人日本アマチュア無線連盟の定款においても、法人の活動において政治的活動を禁止する規定はなく、一体いかなる根拠に基づき政治的活動を禁止しているのか全く不明です。

そして、「アマチュア無線フェスティバルの開催趣旨」がいったいいかなるものであり、政治的活動によってその趣旨がどのように阻害されるのかも明らかになっておりません。

- 6 むしろ、通知人が主張している「憲法9条を守る」といった主張は、無線が軍事目的に使用されてきた苦い経験を反省し、平和な世の中を作り上げることによって、無線の本来あるべき姿を目指すという意味で、「アマチュア無線

の健全なる発達を目指す」という法人の目的（定款1条）にも合致した主張です。

- 7 にもかかわらず、貴殿は、根拠薄弱な理由によって、通知人の出展の権利を奪い、通知人の表現行為を制約しました。

これは、表現の自由といった憲法上の権利の制約に当たる行為であって、通知人として看過するわけにはいきません。

- 8 つきましては、通知人としては、2015年ハムフェアにおいて、通知人の出展を拒否した具体的な理由を、上記の指摘が明らかになるように、明確に書面で回答するように求めます。

本書面到達後、1週間以内に書面でご回答ください。万が一、貴殿が何らのご連絡も下さらない場合には、その後の措置として、法的措置も念頭において検討せざるを得ないので、ご承知下さい。

本件につきましては、通知人の依頼により、当職が担当することとなりましたので、今後のご連絡等はすべて当職宛に下さるようお願いいたします。

草々

平成 27 年 8 月 10 日

〒 100 - 0006

東京都千代田区有楽町1丁目6番8号

松井ビル6階 旬報法律事務所

(電話 03 - 3580 - 5311)

(FAX 03 - 3592 - 1207)

通知人代理人

弁護士 深井 剛志